

(東 日 本 大 震 災)

生活再建に向けた各種制度の概要(第2版)

～「オールいわき」による

安全・安心と活力を備えたまちの創造を目指して～



い わ き 市

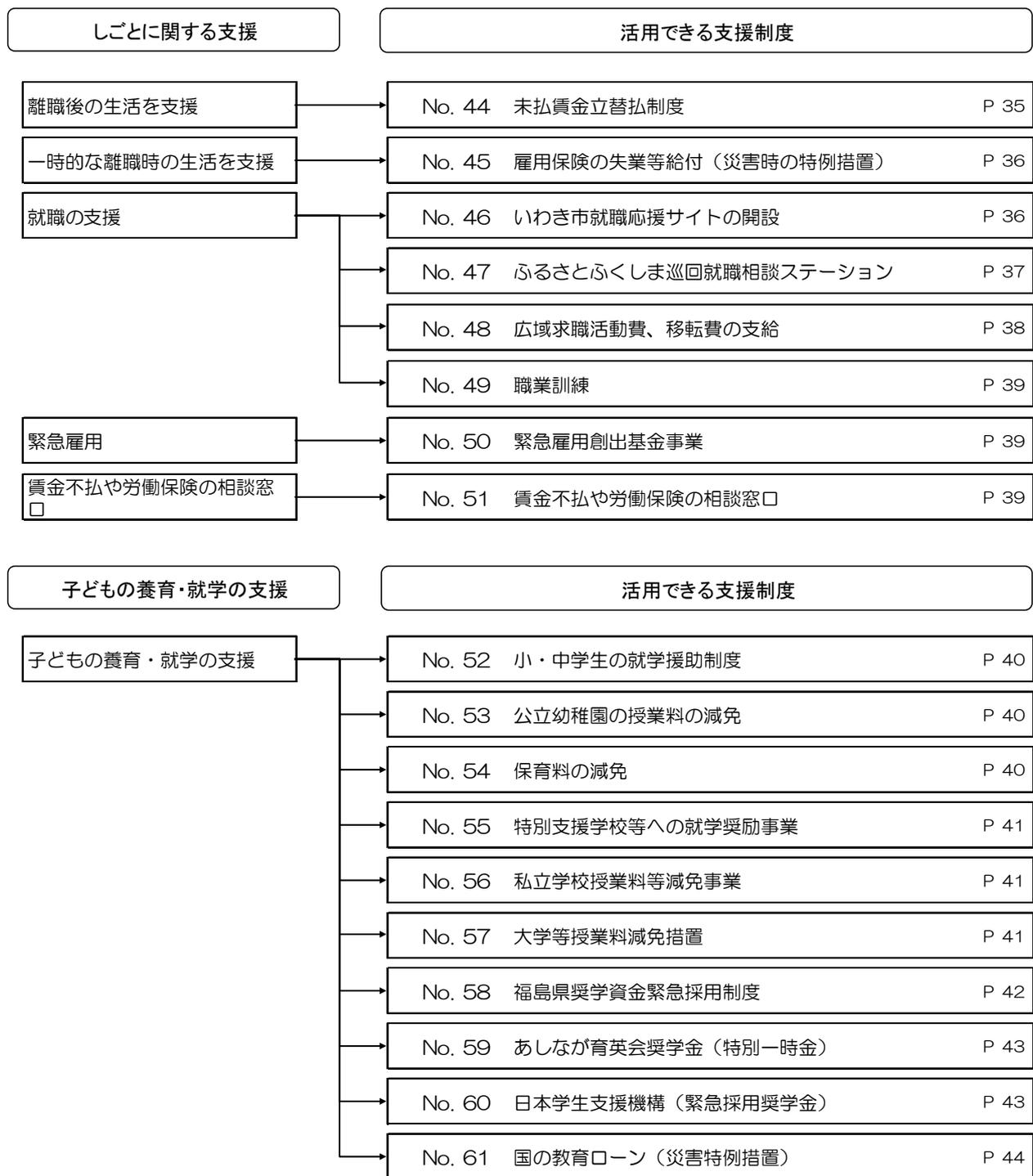
(平成23年8月)

※このパンフレットは、平成23年8月15日現在の情報を基に作成しております。
今後、内容等が変更されることもありますので、あらかじめご了承ください。

生活再建に向けた支援

生活資金や住まいに関する支援	活用できる支援制度		
親や子ども等が死亡した	No. 1	災害弔慰金 P 5	
	No. 2	市被災救助費弔慰金 P 5	
負傷や疾病により障がいが残った	No. 3	災害障害見舞金 P 6	
当面の生活資金や生活再建の資金が必要	No. 4	義援金（日本赤十字社他） P 7	
	No. 5	福島県義援金 P 8	
	No. 6	いわき市義援金 P 8	
	No. 7	被災者生活再建支援制度 P 9	
	No. 8	東日本大震災のり災者に提供する民間賃貸住宅の特例措置 P 9	
	No. 9	市被災救助費救助金 P 11	
	No. 10	福島県罹災救助基金協議会の救助費等 P 11	
	No. 11	災害援護資金貸付制度 P 12	
	No. 12	恩給担保貸付 P 13	
	No. 13	厚生年金等担保貸付、労災年金担保貸付等 P 13	
	No. 14	母子寡婦福祉資金貸付金 P 14	
	No. 15	生活福祉資金制度による貸付 P 14	
	No. 16	住宅金融支援機構融資の返済方法の変更 P 15	
	税金の軽減や支払猶予等	No. 17	国税の特別措置 P 16
		No. 18	個人市県民税の減免 P 19
		No. 19	固定資産税・都市計画税の減免 P 20
No. 20		国民健康保険税の減免 P 21	
No. 21		平成23年度自動車税定期課税の延期 P 22	
No. 22		被災自動車に関する救済措置 P 22	
No. 23		軽自動車等に係る課税停止申立 P 23	
No. 24		東日本大震災による被災車両の代替車両に係る軽自動車税の非課税措置 P 23	

各種減免関係	No. 25	国民年金保険料申請免除制度	P 24
	No. 26	国民健康保険一部負担金等免除	P 24
	No. 27	後期高齢者医療保険一部負担金等免除	P 25
	No. 28	介護保険料の減免	P 25
	No. 29	介護保険利用料の減免	P 26
	No. 30	介護給付費等の額の特例及び地域生活支援事業の利用に係る手数料の免除	P 27
	No. 31	農業集落排水処理施設使用料の減免	P 27
	No. 32	農業集落排水事業分担金の減免	P 28
	No. 33	下水道使用料及び地域汚水処理施設使用料の減免	P 28
	No. 34	下水道事業受益者負担金の減免	P 28
	No. 35	水道料金の減免等	P 29
その他の支援	No. 36	児童扶養手当等の特別措置	P 29
	No. 37	法的トラブル等に関する情報提供	P 30
	No. 38	弁護士費用の立替等に係る民事法律扶助制度	P 30
	No. 39	民事調停の申立手数料の免除	P 32
	No. 40	登記事項証明書等の交付手数料の特別措置	P 33
	No. 41	市消費生活センター相談	P 33
	No. 42	外国人相談窓口	P 34
	No. 43	避難住民等買物支援事業	P 34



居住環境の早期確保に向けた支援

住まいに関する支援	活用できる支援制度
住まいに関する支援	No. 62 市生垣設置奨励補助金 P 44
	No. 63 浄化槽整備事業補助金 P 45
	No. 64 環境負荷軽減型住宅整備費補助金 P 46
	No. 65 災害復興住宅融資（建設） P 47
	No. 66 災害復興住宅融資（新築購入、リ・ユース購入） P 48
	No. 67 災害復興住宅融資（補修） P 49
	No. 68 災害復興宅地融資 P 50
	No. 69 母子寡婦福祉資金貸付金（住宅資金） P 50
	No. 70 生活福祉資金制度による貸付（住宅の補修等） P 51
	No. 71 宅地防災工事資金融資 P 51
	No. 72 地すべり等関連住宅融資 P 52
	No. 73 地デジチューナー等支援事業（被災世帯向け） P 53
	No. 74 共同受信施設のデジタル化改修等支援事業（被災施設向け） P 53
	No. 75 被災住宅補修のための相談等について P 54
応急復旧支援	No. 76 災害救助法に基づく住宅の応急修理 P 54

安全・安心な地域づくり

安全・安心な地域づくり	活用できる支援制度
防災体制の構築	No. 77 ボランティア窓口 P 55
災害ごみ等の処理	No. 78 家庭から出た災害ごみの持込み場所（仮置き場） P 55
	No. 79 損壊家屋等解体撤去事業 P 56
原子力災害	No. 80 原子力災害に関する相談等 P 57

No.1

制度の名称	災害弔慰金		
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●災害により死亡された方のご遺族に対して、災害弔慰金を支給します。 ●災害弔慰金の支給額は次のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> ・生計維持者が死亡した場合：500万円 ・その他の者が死亡した場合：250万円 ●故意又は重大な過失がある場合等や、他の法律等による補償がある場合には支給されません。 ●死亡者により生計を維持されていた方が、優先して支給されます。 		
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●災害により死亡した方（いわき市に住民登録のある方、外国人登録がある方）のご遺族です。 ●支給の範囲・順位は、死亡した方の①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母です。 		
必要書類等	●印鑑、通帳（写し）等		
お問い合わせ	保健福祉課社会係	電話	22-7612

No.2

制度の名称	市被災救助費弔慰金		
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●市内に居住する方が災害に起因して死亡したとき、被災救助費弔慰金を支給します。 ●被災救助費弔慰金の支給額は次のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> ①大人（②以外の方）：20万円 ②小人（義務教育終了前まで）：10万円 		
活用できる方	●死亡した方の葬祭を行う方		
必要書類等	●印鑑、通帳（写し）		
お問い合わせ	保健福祉課社会係	電話	22-7612

No.3

制度の名称	災害障害見舞金		
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害が残った場合、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害障害見舞金を支給します。 ●災害障害見舞金の支給額は次のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> ・生計維持者が重度の障害を受けた場合：250万円 ・その他の者が重度の障害を受けた場合：125万円 ●故意又は重大な過失がある場合等や、他の法律等による補償がある場合には支給されません。 		
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●災害により以下のような重い障害を受けた方です。 <ol style="list-style-type: none"> ①両眼が失明した人 ②咀嚼（そしゃく）及び言語の機能を廃した人 ③神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する人 ④胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する人 ⑤両上肢をひじ関節以上で失った人 ⑥両上肢の用を全廃した人 ⑦両下肢をひざ関節以上で失った人 ⑧両下肢の用を全廃した人 ⑨精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各項目と同程度以上と認められる人 		
必要書類等	●印鑑、通帳（写し）、診断書（指定様式）等		
お問い合わせ	保健福祉課社会係	電話	22-7612

No.4

制度の名称	義援金（日本赤十字社他）		
支援の内容	<p>●義援金配分割合決定委員会において決定された額を配分します。 ※3月11日に現にいわき市に居住していた世帯が対象です。</p> <p>●配分額は次のとおりです。（平成23年7月26日現在）</p> <p>①第1次配分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住家が全壊・全焼した世帯：35万円 ・住家が半壊・半焼した世帯：18万円 ・福島第一原子力発電所から30km圏内（旧屋内退避区域）の世帯：35万円 ・死亡者・行方不明者（1人につき）：35万円 <p>②第2次配分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住家が全壊・全焼した世帯：1人につき20万円 ・住家が半壊・半焼した世帯：1人につき10万円 ・死亡者・行方不明者：1人につき63万円 <p>※住家の全・半壊（焼）と原発避難関係は、重複しての支給はできません。</p>		
必要書類等	<p>●印鑑、世帯主名義の通帳（写し）</p> <p>※市の救助費（No.9参照）と同時に手続きすることができます。第1次配分を受けた方は、第2次配分についてあらたに申請する必要はありません。</p>		
お問い合わせ	保健福祉課社会係	電話	22-7612

No.5

制度の名称	福島県義援金		
支援の内容	<p>●福島県義援金配分委員会において決定された額を配分します。 ※3月11日に現にいわき市に居住していた世帯が対象です。</p> <p>●配分額は次のとおりです。(平成23年7月26日現在)</p> <p>①第1次配分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住家が全壊・全焼又は半壊・半焼した世帯：5万円 ・福島第一原子力発電所から30km圏内の世帯：5万円 <p>②第2次配分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住家が全壊・全焼した世帯：1人につき3万円 ・住家が半壊・半焼した世帯：1人につき1.5万円 ・福島第一原子力発電所から30km圏内(旧屋内退避区域)の世帯：1人につき3万円 ・死亡者・行方不明者：1人につき10万円 ・震災孤児(震災により、両親が死亡又は行方不明となった18歳未満の子ども)：1人につき100万円 ・震災遺児(震災により、父又は母が死亡又は行方不明となった18歳未満の子ども)：1人につき50万円 <p>※住家の全・半壊(焼)と原発避難関係は、重複しての支給はできません。</p>		
必要書類等	<p>●印鑑、世帯主名義の通帳(写し)</p> <p>※市の救助費(No.9参照)と同時に手続きすることができます。第1次配分を受けた方は、第2次配分についてあらたに申請する必要はありません。</p> <p>※震災孤児・震災遺児の方については、後日申請書等を送付します。</p>		
お問い合わせ	保健福祉課社会係	電話	22-7612

No.6

制度の名称	いわき市義援金		
支援の内容	<p>●いわき市義援金配分委員会により決定された額を配分します。 ※3月11日に現にいわき市に居住していた世帯が対象です。</p> <p>●配分額は次のとおりです。(平成23年7月26日現在)</p> <p>①住家が全壊・全焼又は半壊・半焼した被災世帯：5万円</p> <p>②福島第一原子力発電所から30km圏内の世帯(①の被災世帯は除く)：5万円</p>		
必要書類等	<p>●印鑑、世帯主名義の通帳(写し)</p> <p>※市の救助費(No.9参照)と同時に手続きすることができます。</p>		
お問い合わせ	保健福祉課社会係	電話	22-7612

No.7

制度の名称	被災者生活再建支援制度		
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●災害により住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給します。 ●支給額は、次の2つの支援金の合計額になります。 (世帯人数が1人の場合は、各該当する金額が3/4になります。) ■住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金） 全壊等：100万円、大規模半壊：50万円 ■住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金） 建設・購入：200万円、補修：100万円、賃借（公営住宅を除く）：50万円 <p>※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円。</p>		
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●住宅が自然災害（地震、津波、液状化等の地盤被害等）により全壊等（※）又は大規模半壊した世帯が対象です。 (※) 次の世帯を含みます。 ■住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じた場合で、当該住宅の倒壊防止、居住するために必要な補修費等が著しく高額となること、その他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯 ●被災時に現に居住していた世帯が対象となりますので、空き家、別荘、他人に貸している物件などは対象になりません。 		
必要書類等	<ul style="list-style-type: none"> ●基礎支援金：り災証明書、世帯全員の住民票、世帯主名義の通帳（写し） ●加算支援金：契約書（写し）等（詳細はお問い合わせください。） 		
お問い合わせ	保健福祉課社会係	電話	22-7612

No.8

制度の名称	東日本大震災のり災者に提供する民間賃貸住宅の特例措置		
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●東日本大震災の「り災世帯」で、3月11日以降、自ら手続きして、民間賃貸住宅に入居されている世帯に対し、県が新たに実施する特例措置に基づき、当該住宅にかかる家賃を公費で負担します。 ●対象となる住宅 福島県内に立地し、家賃が月額6万円以下の民間賃貸住宅。ただし、入居人数が5名以上（乳幼児（※）を除く。）の場合の家賃は9万円以下を対象とします。 ※小学校入学前の乳幼児とします。 ●受付期間 平成23年6月4日～平成23年10月31日まで 		

	<p>※県外から県内の借り上げ住宅に住み替えする世帯については、引き続き受け付けします。</p> <p>●特例措置を受けられる期間 入居住宅を福島県の借上げ住宅としての契約に切替えた日から最長 2 年間</p>		
活用できる方	<p>●対象となる世帯 東日本大震災で被災したいわき市民のいる世帯（※1）で、次の要件を満たす世帯とします。</p> <p>(1)住宅が全壊、全焼、流失等、長期にわたり居住する住宅がない世帯又は市長の避難指示等により長期の避難が必要な世帯（※2）</p> <p>(2)3月11日以降、民間住宅を賃借する契約を締結して入居もしくは入居を予定し、自らの資力では当該契約の継続が困難な世帯</p> <p>※1 いわき市民とは、3月11日以前から本市に住民票があり、現にいわき市民である方です。</p> <p>※2 原発事故での避難者で、国が本市の屋内退避区域の指定を解除した4月22日以前に契約をして、賃貸住宅に入居した世帯及び、本市の「一時提供住宅」の募集に申請し、入居の決定を受けていない世帯を含みます。なお、既に、本市の「一時提供住宅」の提供を受けている方は、原則として特例措置の対象とはなりません。（入居人数が5名以上〔乳幼児を除く。〕で、家賃が月額9万円以下の住宅に住み替える場合等特別の事情がある場合を除く。）</p>		
必要書類等	<p>●いわき市借上げ住宅申出書（貸主・不動産会社の承諾をいただき、署名、押印が必要になります。）、り災証明書、被災証明書、現在の住宅の賃貸借契約書の写し（未契約の場合は、入居を予定する住宅の名称、住所、家賃、間取り等がわかる資料）</p> <p>●これらを提出され、審査後、借上げ住宅決定通知書を送付します。決定通知書を不動産業者に持参ください。</p>		
お問い合わせ	<p>いわき市災害対策本部 一時提供住宅担当 【いわき市文化センター2F (9:00~17:00)】</p>	電話	25-0542、25-0545

No.9

制度の名称	市被災救助費救助金		
支援の内容	<p>●災害により、住家が損害を被った方に対し、被災救助費救助金を支給します。 ※3月11日に現にいわき市に居住していた世帯が対象です。</p> <p>●被災救助費救助金の支給額は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全焼、全壊した場合：1世帯につき10万円、被災者1人につき2万円 ・半焼、半壊した場合：1世帯につき5万円、被災者1人につき1万円 ・床上浸水した場合：1世帯につき3万円 		
必要書類等	●印鑑、世帯主名義の通帳（写し）（り災証明書の申請を行っていただければ手続きできます。）		
お問い合わせ	保健福祉課社会係	電話	22-7612

No.10

制度の名称	福島県罹災救助基金協議会の救助費等		
支援の内容	●財団法人福島県罹災救助基金協議会の救助費等については、福島県義援金（No.5参照）の2次配分に含めて支給されることになりました。		
お問い合わせ	保健福祉課社会係	電話	22-7612

No.11

<p>制度の名称</p>	<p>災害援護資金貸付制度</p>		
<p>支援の内容</p>	<p>●災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた方に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、生活の再建に必要な資金を貸し付けます。</p> <p>●貸付限度額等は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付限度額 <ul style="list-style-type: none"> ①世帯主に1か月以上の負傷がある場合 <ul style="list-style-type: none"> ア 当該負傷のみ 150万円 イ 家財の3分の1以上の損害 250万円 ウ 住居の半壊 270万円 エ 住居の全壊 350万円 ②世帯主に1か月以上の負傷がない場合 <ul style="list-style-type: none"> ア 家財の3分の1以上の損害 150万円 イ 住居の半壊 170万円 ウ 住居の全壊（エの場合を除く。） 250万円 エ 住居の全体の滅失又は流失 350万円 ・貸付利率：無利子（保証人を立てない場合は1.5%） ・据置期間：6年以内（特別の場合8年） ※据置期間中は無利子で償還は不要です。 ・償還期間 13年以内（据置期間を含む。） 		
<p>活用できる方</p>	<p>●次のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主が対象です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間が概ね1か月以上 ②家財の1/3以上の損害 ③住居の半壊又は全壊・流出 <p>●所得制限があります。次の額以下の場合が対象です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世帯人員及び市町村民税における前年の総所得金額 1人：220万円、2人：430万円、3人：620万円、4人：730万円、5人以上：1人増すごとに730万円に30万円を加えた額。 ただし、住居が滅失した場合は1,270万円とします。 		
<p>今回の措置</p>	<p>●貸付利率、据置期間、償還期間が優遇されています。</p>		
<p>必要書類等</p>	<p>●り災証明書、所得額課税額証明書等（詳細はお問い合わせください。）</p>		
<p>お問い合わせ</p>	<p>保健福祉課社会係</p>	<p>電話</p>	<p>22-7612</p>

No.12

制度の名称	恩給担保貸付		
支援の内容	<p>●恩給を担保に、教育費や居住関係費、事業資金等を融資するものです。</p> <p>●貸付限度額等は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付限度額 250万円以内、ただし恩給年額の3年分以内 ・対象経費 住宅などの資金や事業資金 ・保証人等 恩給等証書を預けるとともに、1名以上の連帯保証人が必要 <p>※金利については株式会社日本政策金融公庫にご確認ください。</p>		
活用できる方	●恩給受給者の方が対象です。		
お問い合わせ	株式会社日本政策金融公庫いわき支店	電話	25-7251

No.13

制度の名称	厚生年金等担保貸付、労災年金担保貸付等		
支援の内容	<p>●共済年金、厚生年金、労災年金等を担保に、教育費や居住関係費、事業資金等を融資するものです。</p> <p>●貸付限度額等は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付限度額 250万円以内（ただし、共済年金の場合は年額の3年分以内） ・対象経費 住宅などの資金や事業資金 ・保証人等 年金証書を預けるとともに、1名以上の連帯保証人が必要 <p>※金利については株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人福祉医療機構にご確認ください。</p>		
活用できる方	●年金受給者の方が対象です。		
必要書類等	●個別にご相談ください。		
お問い合わせ	株式会社日本政策金融公庫いわき支店 独立行政法人福祉医療機構	電話	株式会社日本政策金融公庫いわき支店 25-7251 独立行政法人福祉医療機構 03-3438-0224

No.14

制度の名称	母子寡婦福祉資金貸付金		
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●母子寡婦福祉資金とは、母子家庭や寡婦を対象に、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付けるものです。 ●災害により被災した母子家庭及び寡婦に対しては、事業開始資金、事業継続資金、住宅資金の据置期間の延長、償還金の支払猶予などの特別措置を講じます。 ●事業開始資金、事業継続資金、住宅資金については、貸付けの日から2年を超えない範囲で据置期間を延長できます。 		
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●母子福祉資金（次のいずれかに該当する方が対象です。） <ul style="list-style-type: none"> ①母子家庭の母（配偶者のない女子で現に児童を扶養している方） ②母子福祉団体（法人） ③父母のいない児童（20歳未満） ●寡婦福祉資金（次のいずれかに該当する方が対象です。） <ul style="list-style-type: none"> ①寡婦（かつて母子家庭の母であった方） ②40歳以上の配偶者のいない女子であって、母子家庭の母及び寡婦以外の方 		
お問い合わせ	児童家庭課児童家庭係	電話	22-7452

No.15

制度の名称	生活福祉資金制度による貸付		
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●生活福祉資金は、金融機関等からの借入が困難な低所得世帯、障害者や要介護者のいる世帯に対して、経済的な自立と生活の安定を図ることのために必要な経費を貸し付けるものです。 ●生活福祉資金には、東日本大震災により被災した低所得世帯に対し、必要な相談、支援及び当面の生活に必要な経費等の貸付を行うことにより、生活の復興を支援する「生活復興支援資金貸付」があります。貸付限度額等は次のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> ・貸付限度額 一時生活支援費（貸付期間6か月以内）：月15万円以内（単身世帯）・月20万円以内（複数世帯）、生活再建費：80万円以内、住宅補修費：250万円以内 ・貸付利率 <ul style="list-style-type: none"> 連帯保証人を立てた場合：無利子、連帯保証人を立てない場合：年1.5% ・据置期間 貸付日から2年以内 ・償還期間 20年以内（貸付金額に応じて異なります。） ●このほか、生活福祉資金には、総合支援資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金等があります。詳しくは社会福祉協議会にご相談ください。 		
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●次の①及び②の両方に該当する世帯 <ul style="list-style-type: none"> ①東日本大震災により被災した世帯（次のいずれか） 		

	<ul style="list-style-type: none"> ・り災証明書又は被災証明書（ただし、高速道路無料化に伴う被災証明書等は除く。）が発行されている世帯 ・震災発生時の居住地が、原発事故に伴い設定された警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域であることが確認できる世帯 <p>②震災前まで生計を維持していた低所得世帯又は震災により低所得になった世帯</p>		
必要書類等	●個別にご相談ください。		
お問い合わせ	いわき市社会福祉協議会	電話	23-3320

No.16

制度の名称	住宅金融支援機構融資の返済方法の変更		
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●独立行政法人住宅金融支援機構が指定する災害により被害を受けた返済中の被災者（旧住宅金融公庫から融資を受けて返済中の被災者を含む。）に対して、返済方法を変更することにより被災者を支援するものです。 ●支援内容の概要は次のとおりです。 <p>①返済金払込みの据置：1～3年間</p> <p>②据置期間中の金利の引き下げ：0.5～1.5%減</p> <p>③返済期間の延長：1～3年</p> <ul style="list-style-type: none"> ●支援内容は、災害発生前の収入額や災害発生後の収入予定額、自己資金額等を加味した「り災割合」に応じて決まります。詳しくは住宅金融支援機構又はお取り扱いの金融機関にご相談ください。 		
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●以下のいずれかに該当する事業者が対象です。 <p>①商品、農作物その他の事業財産又は勤務先が損害を受けたため、著しく収入が減少した方</p> <p>②融資住宅が損害を受け、その復旧に相当の費用が必要な方</p> <p>③債務者又は家族が死亡・負傷したために、著しく収入が減少した方</p>		
今回の措置	<ul style="list-style-type: none"> ●東日本大震災について、以下の拡充措置を行っています。 <p>①返済金の払込みの据置：1～5年間</p> <p>②据置期間中の金利の引き下げ：「1.5%幅減少した金利又は 0.5%のいずれか低い方」～「0.5%幅減少した金利又は 1.5%のいずれか低い方」</p> <p>③返済期間の延長：1～5年間</p>		
必要書類等	●個別にご相談ください。		
お問い合わせ	お取り扱いの金融機関 又は独立行政法人住宅金融支援 機構	電話	独立行政法人住宅金融支援機構 0120-086-353

制度の名称	国税の特別措置
支援の内容	<p>●震災により被災された方については、所得税に関して、次のような税制上の措置があります。</p> <p>①申告・納付等の期限延長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福島県に納税地を有する納税者については、平成 23 年 3 月 11 日以後に到来する国税に関する申告・納付等の期限が、9 月 30 日まで延長されています。 <p>②所得税の軽減又は免除</p> <ul style="list-style-type: none"> ・震災により住宅や家財に損害を受けた方は、i) 損害金額に基づき計算した金額を所得から控除する方法(所得税法に基づく「雑損控除」といいます。)、ii) 「災害減免法」に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法で、所得税の軽減又は免除を受けることができます。 ・平成 22 年分又は平成 23 年分のいずれかの年分を選択して、これらの軽減等の措置を受けることができます。 <p>③源泉所得税の徴収猶予・還付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・震災により住宅や家財に損害を受けた方で、雑損控除の適用を受けようとする方又は住宅や家財の損害の割合が 50%以上であり平成 23 年分の所得金額が 1,000 万円以下になると見込まれる方は、申請に基づき、平成 23 年中に支払を受ける給与等・公的年金等・報酬料金について、源泉所得税の徴収猶予や既に徴収された源泉所得税の還付を受けることができます。ただし、震災による損害につき、平成 22 年分の雑損控除を受けた方で繰り越される雑損失がない方又は平成 22 年分の災害減免法による所得税の軽減免除の適用を受けた方は、源泉所得税の徴収猶予や還付は受けられません。 <p>④住宅借入金等特別控除の特例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・震災により住宅借入金等特別控除の適用を受けていた住宅について居住できなくなった場合についても、その住宅に係る住宅借入金等特別控除の残りの適用期間について、引き続き、適用を受けることができます。 <p>⑤財産形成住宅(年金)貯蓄の利子等の非課税</p> <ul style="list-style-type: none"> ・震災で被害を受けたことにより、平成 23 年 3 月 11 日から平成 24 年 3 月 10 日までの間に勤労者財産形成住宅貯蓄又は勤労者財産形成年金貯蓄の払出しを受ける方は、住宅の取得等以外の目的で払い出す場合であっても、払出しの際、税務署に申請し発行を受けた書類を金融機関に提出することで、これらの貯蓄の利子等については課税されません。なお、この措置が始まる前に払出しを受け、利子等につき所得税が徴収された方は、還付請求をすることにより、徴収された所得税の還付を受けることができます。 <p>⑥納税の猶予</p> <ul style="list-style-type: none"> ・震災により財産に相当な損失を受けた方や国税を一時に納付することが困難な方については、税務署に「納税の猶予申請書」を提出し、その承認を受けることにより、一定の期間、納税の猶予を受けることができます。

⑦ 予定納税額の減額

- ・ 所轄税務署から予定納税額を通知された方で、震災により事業用資産や住宅家財などに損害を受け、平成 23 年 6 月 30 日の現況で計算した申告納税見積額が、予定納税額の通知書に記載された予定納税基準額に満たないと見込まれるときは、予定納税額の減額を申請することができます。申請する場合は、「予定納税額の減額申請書」を 7 月 15 日までに税務署に提出してください。なお、この申請書の提出期限についても、期限延長の対象となります。

⑧ 【個人事業者の方】被災事業用資産の損失に係る取扱い

- ・ 平成 23 年分において、事業所得者等の有する棚卸資産、事業用資産等について震災により生じた損失（以下「事業用資産の震災損失」という。）については、その損失額を平成 22 年分の事業所得の金額等の計算上、必要経費に算入することができます。この場合において、平成 21 年分から青色申告をしている方は、平成 22 年分の所得において純損失が生じたときは、事業用資産の震災損失も含めて、平成 21 年分の所得に繰り戻して所得税の還付請求をすることができます。

⑨ 【個人事業者の方】純損失の繰越控除

- ・ 事業用資産の震災損失を有する方の平成 23 年において生じた純損失の金額のうち、次に掲げるものについては、5 年間繰り越すことができます。

i) 保有する事業用資産等に占める事業用資産の震災損失額の割合が 10 分の 1 以上である方

青色申告の場合：平成 23 年分の純損失の金額、白色申告の場合：平成 23 年分の被災事業用資産の損失の金額と変動所得に係る損失の金額による純損失の金額

ii) 上記 i) 以外の方

事業用資産の震災損失による純損失の金額

⑩ 【個人事業者の方】被災代替資産等の特別償却

- ・ 平成 23 年 3 月 11 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に、i) 震災により滅失又は損壊した建物、構築物、機械装置、船舶、航空機、車両運搬具に代わるこれらの資産の取得等をして事業の用に供した場合、ii) 建物、構築物、機械装置の取得等をして被災区域（被災区域とは、震災により滅失した建物等の敷地等の区域をいう。）内においてその事業の用に供した場合には、これらの減価償却資産の取得価額に、一定の償却率を乗じた金額の特別償却ができます。

⑪ 【個人事業者の方】特定の事業用資産の買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例

- ・ 平成 23 年 3 月 11 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に、事業の用に供している一定の資産（以下「譲渡資産」という。）の譲渡をした場合において、その譲渡の日の属する年の 12 月 31 日までに、その譲渡資産に対応する一定の資産（以下「買換資産」という。）の取得をし、その取得の日から 1 年以内にその買換資産をその個人の事業の用に供したとき、又は供する見込みであるときは、課税を繰り延べる（繰延割合 100%）ことができます。また、買換資産は、譲渡

した年中に取得したもののほか、 i)譲渡した年の前年中に取得して税務署長に届け出したものや、 ii)譲渡した年分の確定申告において、譲渡した年の翌年中に取得する見込みである旨の申告を行ったものについても、課税を繰り延べることができます。

※個人又は法人から見舞金や災害義援金を受け取られた場合には、その見舞金等がその受贈者の社会的地位、贈与者との関係などに照らし社会通念上相当と認められるものについては、贈与税及び所得税の課税の対象とはなりません。

●震災により被害を受けた個人事業者の方を対象として、消費税課税事業者選択届出書の提出時期などについて、税制上の特例措置があります。

●自動車重量税について、次のような特例還付及び免税措置が設けられています。

①被災自動車に係る自動車重量税の特例還付（被災自動車の所有者の方）

・自動車検査証の有効期間内に震災により被害を受けて廃車となった被災自動車の所有者の方は、運輸支局又は軽自動車検査協会事務所において自動車の永久抹消登録又は滅失・解体の届出の手続きを行い、還付申請書を提出することにより、自動車重量税の還付を受けることができます。

②被災自動車の買換えに係る自動車重量税の免税（被災自動車の使用者の方）

・被災自動車の使用者であった方が、平成 23 年 3 月 11 日から平成 26 年 4 月 30 日までの間に、買換車両（中古自動車を含みます。）を取得して自動車検査証の交付等を受ける場合には、運輸支局又は軽自動車検査協会事務所に免税届出書を提出することにより、最初に受ける自動車検査証の交付等に係る自動車重量税が免除されます。

●震災により被害を受けた方は、印紙税について、税制上の特例措置が講じられ、「消費貸借に関する契約書」（金銭借用証書など）、「不動産の譲渡に関する契約書」及び「建設工事の請負に関する契約書」について、印紙税が非課税とされる場合があります。

●震災により被害を受けた方は、相続税や贈与税について、申告・納付等の期限延長、課税価格の計算の特例、納税の猶予などの税制上の措置があります。

●震災により相続若しくは遺贈又は贈与により取得した家屋や自動車などに被害を受けた方は、災害減税法により相続税又は贈与税が減免される場合があります。

●震災により被害を受けた建物・船舶・航空機を再取得した方は、震災特例法により登録免許税の免除を受けられる場合があります。

●震災により財産に相当の損失を受けた場合や、国税の納付が困難となった場合は、納税の猶予等の納税の緩和制度を受けることができます。

必要書類等	●個別にご相談ください。		
お問い合わせ	いわき税務署	電話	23-2141

No.18

<p>制度の名称</p>	<p>個人市県民税の減免</p>
<p>支援の内容</p>	<p>●震災により、特に甚だしい被害を受け、担税力を著しく喪失したと認められる方について、申請により、次のとおり平成23年度分の市県民税を減免します。</p> <p>①死亡したときは全部</p> <p>②生活保護法に規定する生活扶助を受けることとなったときは全部</p> <p>③障がい者となったときは10分の9</p> <p>④自己所有の住宅又は家財に10分の3以上の損害を受けた方のうち、前年の合計所得金額が1,000万円以下の方は、損害の程度と前年の合計所得金額に応じて8分の1から全部を減免</p> <p>※アパートや貸家などにお住まいの方は、住宅の損害には該当しません。</p> <p>※り災証明書の判定が一部損壊の方は、10分の3以上の損害には該当しません。</p> <p>※地震保険や共済金、家財保険などの補てん金がある場合は、損害額から当該補てん金を差し引きます。</p> <p>⑤農作物に被害を受けた方のうち、その損失額が平年の10分の3以上で、前年の合計所得金額が1,000万円以下かつ農業以外の所得金額の合計が400万円以下の方は、前年の合計所得金額に応じて、農業所得に係る市県民税所得割額の10分の2から全部を減免</p> <p>⑥震災により廃業、休業、失業したことなどにより、平成23年中の所得が前年の合計所得金額の10分の3以上の減少が見込まれる場合で、平成23年度の市県民税の納付が困難であると認められる方のうち、前年の合計所得金額が1,000万円以下かつ減少した所得以外の所得金額の合計が400万円以下の方は、前年の合計所得金額に応じて、減少した所得に係る市県民税所得割額の10分の2から全部を減免</p>
<p>今回の措置</p>	<p>●申請受付場所：いわき市文化センター（3階大展示場）、各税務事務所、各支所</p> <p>※いわき市文化センターは、土・日・祝日も受付します。（毎月第3日曜日はいわき市文化センターの休館日のため、休みとなります。）</p> <p>●申請受付時間：午前9時～午後5時</p>
<p>必要書類等</p>	<p>●平成23年度市民税・県民税納税通知書又は税額決定通知書、印鑑、身分証明書等本人確認ができるもののほか、被災の状況に応じて、次の書類が必要となります。</p> <p>①死亡した場合は、死亡したことが分かる書類</p> <p>②生活保護法の規定による生活扶助を受給した方は、生活保護受給証明書等</p> <p>③障がい者となった方は、身体障害者手帳等</p> <p>④住宅又は家財に損害を受けた方は、り災証明書のほか、損害額や補てん額が分かる書類</p> <p>⑤農作物の被害を受けた方は、農作物の損害額や補てん額が分かる書類等</p> <p>⑥休業等による所得の減少で市県民税の納付が困難な方は、保険金や給付金など補てんされるべき金額など今後の所得見込みが特定できる書類等</p>

	※納税義務者以外の方が申請する場合は委任状
お問い合わせ	市民税課市民税第一係 22-7426、市民税第二係 22-7427

No.19

制度の名称	固定資産税・都市計画税の減免
支援の内容	<p>●震災により、特に甚だしい被害を受けた方について、申請により、次のとおり平成 23 年度分の固定資産税・都市計画税を減免します。</p> <p>①土地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害面積が当該土地の面積の 10 分の 8 以上であるときは全部 ・被害面積が当該土地の面積の 10 分の 6 以上 10 分の 8 未満であるときは 10 分の 8 ・被害面積が当該土地の面積の 10 分の 4 以上 10 分の 6 未満であるときは 10 分の 6 ・被害面積が当該土地の面積の 10 分の 2 以上 10 分の 4 未満であるときは 10 分の 4 <p>※地盤の崩落など土地として利用ができない場合などは減免の対象となりますが、亀裂等が生じるなど土地の利用に支障がないときは減免の対象となりません。</p> <p>②家屋</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全壊のときは全部 ・大規模半壊のときは 10 分の 6 ・半壊のときは 10 分の 4 <p>※瓦の落下等による一部損壊は、減免の対象となりません。</p> <p>③償却資産</p> <ul style="list-style-type: none"> ・価格の 10 分の 8 以上の価値を減じたときは全部 ・価格の 10 分の 6 以上 10 分の 8 未満の価値を減じたときは 10 分の 8 ・価格の 10 分の 4 以上 10 分の 6 未満の価値を減じたときは 10 分の 6 ・価格の 10 分の 2 以上 10 分の 4 未満の価値を減じたときは 10 分の 4
今回の措置	<p>●申請受付開始：平成 23 年 7 月 5 日から</p> <p>●申請受付場所：いわき市文化センター（3 階大展示場）、各税務事務所、各支所 ※いわき市文化センターは、土・日・祝日も受付します。（毎月第 3 日曜日はいわき市文化センターの休館日のため、休みとなります。）</p> <p>●申請受付時間：午前 9 時～午後 5 時</p>
必要書類等	<p>●課税明細書（納税通知書）、印鑑、身分証明書等本人確認ができるもののほか、被災の状況に応じて、次の書類が必要となります。</p> <p>①土地の場合は、被害状況が確認できるもの（写真等）</p> <p>②家屋の場合は、り災証明書（写しも可）</p> <p>③償却資産の場合は、被災償却資産明細書、被害状況が確認できるもの（写真、</p>

	見積書、領収書等) ※納税義務者以外の方が申請する場合は委任状		
お問い合わせ	資産税課土地係	電話	22-7430~7431
	// 家屋係		22-7432~7433
	// 償却資産係		22-7434

No.20

制度の名称	国民健康保険税の減免		
支援の内容	<p>●東日本大震災により、特に大きな被害を受けた方の納税負担を軽減するため、平成23年度分の国民健康保険税額を減免します。</p> <p>①主たる生計維持者が死亡又は行方不明となった場合は、全額減免</p> <p>②主たる生計維持者が重篤な傷病を負った場合は、全額減免</p> <p>③主たる生計維持者以外の被保険者が行方不明となった場合は、行方不明となった者に係る保険税額</p> <p>④前年の世帯主及び国保加入者の所得額の合計が1,000万円以下の世帯で、主たる生計維持者の収入が前年に比べて3割以上減少した世帯は、所得に応じ、10分の2から全額を減免</p> <p>⑤主たる生計維持者の居住する住宅に損害を受けた場合 全壊の場合は、全額減免 大規模半壊又は半壊の場合は、半額減免</p> <p>⑥原子力災害対策特別措置法に基づく避難又は屋内退避地区に居住していた方は全額減免</p> <p>※⑥については平成23年6月分まで減免</p>		
今回の措置	<p>●申請受付開始：平成23年7月5日から</p> <p>●申請受付場所：いわき市文化センター（3階大展示場）各税務事務所、各支所 ※いわき市文化センターは、土・日・祝日も受付します。</p> <p>●申請受付時間：午前9時～午後5時</p>		
必要書類等	<p>①、③、⑤、⑥に該当される場合：不要</p> <p>②に該当される場合：医師の診断書等</p> <p>④に該当される場合 ・事業を縮小した場合：収入状況等申告書 ・事業を廃止した場合：廃業届 ・失業した場合：退職証明書</p>		
お問い合わせ	国保年金課国保税係	電話	21-8141 又は 21-8142

No.21

制度の名称	平成 23 年度自動車税定期課税の延期		
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●震災に伴う納期限等の延長措置により、平成 23 年度自動車税の定期課税（例年 5 月末日納期限）は延期されていますが、次の日程で課税が実施されます。 ・納税通知書の発付日：平成 23 年 9 月 7 日 ・納期限：平成 23 年 10 月 31 日 ●なお、平成 23 年 10 月 30 日までに車検有効期間が満了する自動車については、平成 22 年度の納税証明書で車検を更新することができます。 		
お問い合わせ	いわき地方振興局県税部	電話	24-6025

No.22

制度の名称	被災自動車に関する救済措置		
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●震災により滅失し又は損壊した自動車（被災自動車）の代わりに自動車（代替自動車）を平成 26 年 3 月 31 日までに取得した場合は、代替自動車の自動車取得税及び平成 23 年度から平成 25 年度までの自動車税（軽自動車税）が申請により非課税になります。 		
必要書類等	●申請書、被災自動車として永久抹消登録されたことが記載されている運輸支局発行の登録事項証明書等		
お問い合わせ	いわき地方振興局県税部	電話	24-6025

No.23

制度の名称	軽自動車等に係る課税停止申立		
支援の内容	●震災により被災し、使用不能または所在不明となった軽自動車等について、申立書を提出していただくことで、平成 23 年度からの軽自動車税の課税を停止します。		
今回の措置	●提出期限は平成 24 年 3 月 31 日までです。 ●課税停止後、廃車の手続きが必要となります。		
必要書類等	●申立書		
お問い合わせ	市民税課市民税第三係	電話	22-7428

No.24

制度の名称	東日本大震災による被災車両の代替車両に係る軽自動車税の非課税措置		
支援の内容	●東日本大震災によって被災し滅失、損壊した車両の代替車両として取得した軽自動車等について、平成 23 年度分から平成 25 年度分までの軽自動車税を非課税とするものです。		
活用できる方	●被災した車両の所有者（所有権留保の場合は使用者）		
今回の措置	●被災した車両の所有者（所有権留保の場合は使用者）が、平成 23 年 3 月 11 日から平成 25 年 4 月 1 日までに取得した車両で、次のいずれかの条件に該当する場合、非課税となります。 ①被災した三輪以上の普通自動車等・軽自動車の代替として取得した三輪以上の軽自動車 ②被災した二輪車の代替として取得した二輪車（排気量は問いません。） ③被災した小型特殊自動車の代替として取得した小型特殊自動車		
必要書類等	●軽自動車税非課税申請書、被災車両として廃車されたことを証する書類等（詳細はお問い合わせください。）		
お問い合わせ	市民税課市民税第三係	電話	22-7428

No.25

制度の名称	国民年金保険料申請免除制度		
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●東日本大震災により被災した被保険者について、本人からの申請に基づき、国民年金保険料を全額免除するものです。 ●対象となるのは次のいずれかに該当する方です。 <ul style="list-style-type: none"> ①住宅等の財産について2分の1以上の損害を受けた方 ②原発事故による避難指示・屋内退避指示を受けた市町村（いわき市全域が含まれます。）に、平成23年3月11日時点で住所を有していた方 ●承認期間 <ul style="list-style-type: none"> ・①の方：平成23年2月分～平成24年6月分 ・②の方：平成23年2月分～平成23年6月分 		
今回の措置	<ul style="list-style-type: none"> ●受付期間 <ul style="list-style-type: none"> ・平成23年2月～平成23年6月分については平成24年3月まで ・平成23年7月～平成24年6月分については平成24年7月まで ●免除期間に対する年金の給付は、満額給付に対して2分の1となります。 		
必要書類等	●り災証明書（写し）又は被災状況届（年金用）		
お問い合わせ	国保年金課国民年金係	電話	22-7464、臨時21-8149

No.26

制度の名称	国民健康保険一部負担金等免除		
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●東日本大震災により被災した被保険者で次の要件に該当する方の医療費の窓口負担が免除されます。 <ul style="list-style-type: none"> ①住家の全半壊、全半焼 ②主たる生計維持者が死亡 ③主たる生計維持者が重篤な傷病 ④主たる生計維持者が行方不明 ⑤生計維持者が業務を休廃止、又は失職し現在収入のない方 ⑥原発事故に伴い政府の避難指示・屋内退避指示の対象となっていた方 ※⑥については平成23年6月30日まで ●市が交付する免除証明書を医療機関の窓口で提示することで免除の取扱いとなります。 		
必要書類等	●り災証明書、医師の診断書、離職証明書等		
お問い合わせ	国保年金課調査給付係	電話	22-7456 臨時21-8138

No.27

制度の名称	後期高齢者医療保険一部負担金等免除		
支援の内容	<p>●東日本大震災により被災した被保険者で次の要件に該当する方の医療費の窓口負担が免除されます。</p> <p>①住家の全半壊、全半焼 ②主たる生計維持者が死亡 ③主たる生計維持者が重篤な傷病 ④主たる生計維持者が行方不明 ⑤生計維持者が業務を休廃止、又は失職し現在収入のない方 ⑥原発事故に伴い政府の避難指示・屋内退避指示の対象となっていた方</p> <p>※⑥については平成23年6月30日まで</p> <p>●福島県後期高齢者医療広域連合が交付する免除証明書を医療機関の窓口で提示することで免除の取扱いとなります。</p>		
必要書類等	●り災証明書、医師の診断書、離職証明書等		
お問い合わせ	国保年金課高齢者医療係	電話	22-7466 臨時 21-8143

No.28

制度の名称	介護保険料の減免		
支援の内容	<p>●介護保険第1号被保険者（65歳以上）で次の要件に該当する場合に、申請によりその保険料を減免します。</p> <p>①住家が全壊・全焼又は半壊・半焼した方 ②主たる生計維持者が死亡又は心身に重大な障がいを受けた方 ③主たる生計維持者が行方不明である方 ④主たる生計維持者が業務の休廃止又は失職等により現在収入のない方 ⑤原発事故に伴い、政府の避難指示・屋内退避指示の対象となっていた方</p> <p>●減免の対象となるのは、平成23年度の介護保険料</p> <p>※⑤については平成23年6月分まで</p> <p>●申請受付場所：長寿介護課、各地区保健福祉センター</p>		
必要書類等	●被害を受けた状況が確認できる書類（り災証明書、死亡診断書、雇用保険受給者証等）		
お問い合わせ	長寿介護課介護保険係	電話	22-7616

No.29

<p>制度の名称</p>	<p>介護保険利用料の減免</p>		
<p>支援の内容</p>	<p>●介護保険サービス利用者で次の要件に該当する場合に、申請によりその利用料、施設利用時の食費・居住費等を免除又は減免します。</p> <p>①住家が全壊・全焼又は半壊・半焼した方 ②主たる生計維持者が死亡又は心身に重大な障がいを受けた方 ③主たる生計維持者が行方不明である方 ④主たる生計維持者が業務の休廃止又は失職等により現在収入のない方 ⑤原発事故に伴い、政府の避難指示・屋内退避指示の対象となっていた方</p> <p>●免除又は減免の対象となるのは、 利用料については平成 23 年 3 月 1 日～平成 24 年 2 月 29 日まで 食費・居住費等については、平成 23 年 3 月 11 日～終期末定</p> <p>※⑤については、いずれも平成 23 年 6 月 30 日まで</p> <p>●申請受付場所：長寿介護課、各地区保健福祉センター</p>		
<p>必要書類等</p>	<p>●被害を受けた状況が確認できる書類（り災証明書、死亡診断書、雇用保険受給者証等）</p>		
<p>お問い合わせ</p>	<p>長寿介護課介護保険係</p>	<p>電話</p>	<p>22-7616</p>

No.30

制度の名称	介護給付費等の額の特例及び地域生活支援事業の利用に係る手数料の免除		
支援の内容	<p>●東日本大震災により被災した障がい者（児）で次の要件に該当する方は、利用者負担等の免除を受けることができます。</p> <p>①住宅が全半壊、全半焼した方 ②主たる生計維持者が死亡したり、重篤な傷病を負った方 ③主たる生計維持者が行方不明である方 ④主たる生計維持者が業務を廃止、休止した方 ⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方 ⑥原発事故に伴い政府の避難指示・屋内退避指示の対象となっていた方</p> <p>※⑥については平成23年6月30日まで</p> <p>●利用者負担等が免除されるサービス</p> <p>①障害福祉サービス（旧法施設支援も含む。） ②補装具の購入又は修理 ③地域生活支援事業</p> <p>●申請方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各地区保健福祉センターに申請書及び関係書類（り災証明書等）を提出してください。 ・すでに利用者負担等を支払ってしまった場合でも、還付申請書を提出することにより、市から直接還付を受けることができます。 		
お問い合わせ	障がい福祉課支援係	電話	22-7486

No.31

制度の名称	農業集落排水処理施設使用料の減免		
支援の内容	●家屋等が全壊又は半壊した方について、水道を使用しなかった期間、農業集落排水処理施設使用料（3月11日以降新たに請求する分）を全額免除します。		
活用できる方	●農業集落排水処理施設の使用料を負担されている方で、住家が全壊又は半壊し、水道を使用しなかった期間のある方		
必要書類等	●公共下水道使用料減免申請書、り災証明書（写し）（排水対策課より送付している公共下水道利用納付書の添付があると申請に係る確認処理がスムーズに行えます。）		
お問い合わせ	排水対策課排水設備係	電話	22-7519

No.32

制度の名称	農業集落排水事業分担金の減免		
支援の内容	●家屋等が全壊又は半壊した方について、平成 23 年度の農業集落排水事業分担金（減免申請以降の納期分）を全額免除します。		
活用できる方	●農業集落排水事業分担金を負担されている方で、住家が全壊又は半壊した方		
必要書類等	●農業集落排水事業分担金猶予・減免申請書、り災証明書（写し）		
お問い合わせ	排水対策課排水設備係	電話	22-7519

No.33

制度の名称	下水道使用料及び地域汚水処理施設使用料の減免		
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●家屋等が全壊又は半壊した方について、水道を使用しなかった期間、下水道使用料及び地域汚水処理施設使用料（3 月 11 日以降新たに請求する分）を全額減免します。 ●東日本大震災に伴い給水装置の破損等により漏水が生じた場合及び不特定多数の方にご自宅の水道水を提供した場合など、水道料金の減免を受けた方の下水道使用料を減免します。 		
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●下水道使用料及び地域汚水処理施設使用料を負担されている方で、住家が全壊又は半壊し、水道を使用しなかった期間のある方 ●水道料金の減免を受けた方 		
必要書類等	●公共下水道使用料減免申請書、り災証明書（写し）（水道局からの検針票の添付があると申請に係る確認処理がスムーズに行えます。）		
お問い合わせ	排水対策課排水設備係 下水道管理事務所維持係	電話	22-7519 53-6636

No.34

制度の名称	下水道事業受益者負担金の減免		
支援の内容	●家屋等が全壊又は半壊した方について、平成 23 年度の下水道事業受益者負担金（減免申請以降の納期分）を全額免除します。		
活用できる方	●下水道事業受益者負担金を負担されている方で、住家が全壊又は半壊した方		
必要書類等	●下水道事業受益者負担金減免申請書、り災証明書（写し）		
お問い合わせ	排水対策課排水設備係 下水道管理事務所維持係	電話	22-7519 53-6636

No.35

制度の名称	水道料金の減免等		
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●家屋等が全壊・半壊の被害を受け、3月11日以降水道を使用しない方については、新たな料金の請求は行わないこととします。 ●給水装置の破損による漏水等が生じた方については、過去の実績水量に基づき減量して料金を計算します。 ●不特定多数の方に対して自宅等の水道水を提供していただいた方については、過去の実績水量に基づき減量して料金を計算します。 		
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●次のいずれかに該当する方（適用となる条件がありますので、詳細はお問い合わせください。） ・家屋等が全壊・半壊の被害を受け、3月11日以降水道を使用しない方 ・給水装置の破損による漏水等が生じた方 ・不特定多数の方に対して自宅等の水道水を提供していただいた方 		
必要書類等	●水道局料金課窓口又は電話にて対応しますので、お問い合わせください。		
お問い合わせ	水道局料金課 料金第一係（平・内郷・四倉・小川・好間・川前・久之浜・大久） 料金第二係（小名浜・勿来・常磐・遠野・田人）	電話	料金第一係 22-9300 料金第二係 22-9301

No.36

制度の名称	児童扶養手当等の特別措置		
支援の内容	●被災者に対する児童扶養手当・特別児童扶養手当、特別障害者手当・障害児福祉手当について、所得制限の特例措置を講じます。		
活用できる方	●障害者・児のいる世帯、児童扶養手当受給者世帯		
お問い合わせ	児童家庭課児童家庭係	電話	22-7452

No.37

制度の名称	法的トラブル等に関する情報提供
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●全国の日本司法支援センター（法テラス）地方事務所や全国统一窓口である法テラス・サポートダイヤル（0570-078374）等において、利用者から面談、電話等によって問い合わせを受け付け、その内容に応じて、法的トラブルの解決に役立つ法制度と適切な窓口を無料で案内します。
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●法的トラブルを抱えている方が対象です。（利用に際して制限はありません。）
今回の措置	<ul style="list-style-type: none"> ●東日本大震災に際し、法テラスでは、法テラス・サポートダイヤル等において、震災に起因する法的トラブルを抱えた方につき、上記同様に情報提供を行っています。 <p>また、法テラスでは、被災者・避難者を対象として</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本弁護士連合会・東京三弁護士会と共催で、弁護士による無料の「東日本大震災電話相談」（0120-366-556） ・仙台弁護士会と共催で、弁護士による無料の「東日本大震災仙台電話相談」（0120-216-151） ・日本司法書士会連合会・各地の司法書士会と共催で、司法書士による無料の「東日本大震災被災者・避難者支援司法書士無料電話相談」（0120-445-528）などの取組も行っています。

No.38

制度の名称	弁護士費用の立替等に係る民事法律扶助制度
支援の内容	<p>日本司法支援センター（法テラス）では、経済的に余裕のない方が法的トラブルにあったときに、次の援助を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●弁護士又は司法書士による無料法律相談（「法律相談援助」） ●裁判所における民事・家事及び行政事件に関する手続又はそれに先立つ示談交渉等における弁護士又は司法書士費用（着手金・実費等）の立替え（「代理援助」） ●裁判所に提出する書類の作成における司法書士又は弁護士費用（報酬・実費等）の立替え（「書類作成援助」） <p>※震災に起因して生じることが想定される、相続問題、土地建物の所有権・賃貸借問題等についても、民事法律扶助が利用できます。</p>
活用できる方	<p>次の要件を満たしている場合に援助を受けることができます。</p> <p>※法律相談援助の場合は(1)と(3)、代理援助と書類作成援助の場合は(1)から(3)のいずれも満たす必要があります。</p> <p>(1)資力が一定額以下であること</p> <p>夫婦間の紛争の場合を除き、原則として、配偶者の収入・資産を加算した金額で判断します。</p> <p>①月収が一定額以下であること</p>

	<p> 単身者 182,000 円以下 (200,200 円以下) 2人家族 251,000 円以下 (276,100 円以下) 3人家族 272,000 円以下 (299,200 円以下) 4人家族 299,000 円以下 (328,900 円以下) ※ () 内は、東京、大阪などの大都市の基準です。 ※5人家族以上は、1人増につき 30,000 円 (33,000 円) が加算されます。 ※医療費、教育費などの出費がある場合は、相当額が控除されます。 ※家賃・住宅ローンを負担している場合は、上記収入基準に下記の限度内でその全額が加算されます。 ・単身者/41,000 円、2人家族/53,000 円、3人家族/66,000 円、4人家族以上/71,000 円 ②保有資産が一定額以下であること 現金、預貯金、有価証券、不動産(自宅と係争物件を除く。)などの保有資産の価値を合計して(法律相談援助の場合は、現金と預貯金のみの合計)、次の基準を満たす必要があります。 ・単身者/180 万円以下、2人家族/250 万円以下、3人家族/270 万円以下、4人家族/300 万円以下 ※3ヶ月以内に医療費、教育費などの出費がある場合は控除されます。 (2)勝訴の見込みがないとはいえないこと 和解、調停、示談成立等による紛争解決の見込みがあるもの、自己破産の免責見込みがあるものなども含みます。 (3)民事法律扶助の趣旨に適すること 報復的感情を満たすだけや宣伝のためといった場合又は権利濫用的な訴訟の場合などは援助できません。 </p>		
お問い合わせ	法テラス・サポートダイヤル	電話	0570-078374

No.39

制度の名称	民事調停の申立手数料の免除		
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●民事調停の申立手数料を免除します。 ●特定非常災害に起因する民事に関する紛争に限られます。 		
活用できる方	●被災地に、特定非常災害発生日において住所、居所、営業所又は事務所を有していた方		
今回の措置	<ul style="list-style-type: none"> ●東日本大震災については、平成23年6月1日より施行（それ以前に申し立てたものについても、申し立てにより、裁判所の決定で、還付を受けられます。） ●震災当日（平成23年3月11日）、東日本大震災に際し災害救助法が適用された区域（東京都を除く。）に住所、居所、営業所又は事務所を有していた方が対象です。 ●平成26年2月28日までに民事調停の申し立てを行う場合に適用されます。 <p>※事前にご相談ください。</p>		
必要書類等	●個別にご相談ください。		
お問い合わせ	福島地方裁判所いわき支部	電話	22-1321

No.40

制度の名称	登記事項証明書等の交付手数料の特別措置		
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●登記事項証明書等の交付手数料を免除します。 ●免除を受けるためには、り災証明書等書面の提示が必要となります。 		
活用できる方	●東日本大震災によりその所有する又は賃借権を有する建物・船舶に被害を受けた方とその相続人が対象です。		
今回の措置	<ul style="list-style-type: none"> ●交付手数料が免除される登記事項証明書等の対象となる不動産・船舶は次のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> ①東日本大震災により被害を受けた建物（被災建物）とその敷地 ②被災建物に代わるものとして新築又は取得をした建物（被災代替建物）とその敷地 ※被災建物の敷地に新築する場合のほか、他の土地に新築又は取得をした場合を含みます。 ③東日本大震災により被害を受けた船舶（被災船舶） ④被災船舶に代わるものとして建造又は取得をした船舶（被災代替船舶） <ul style="list-style-type: none"> ●免除を受けることができる期間 平成33年3月31日まで ※ただし、被災代替建物とその敷地、被災代替船舶に係る登記事項証明書等については、被災者等が被災代替建物・船舶の登記名義人（又は表題部所有者）となった日から1年間に限ります。 		
必要書類等	●個別にご相談ください。		
お問い合わせ	福島地方法務局いわき支局	電話	23-1651

No.41

制度の名称	市消費生活センター相談		
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●商品やサービスなどの契約トラブルに関する消費者からの相談を受け付けています。 ●震災に便乗した悪質商法、既存の借金返済などに関する相談も受け付けています。 ●相談受付時間 <ul style="list-style-type: none"> ・電話：平日 午前9時～午後4時 ・来所：平日 午前9時～午後4時 （休所日 土曜、日曜、祝日、12月29日～31日及び1月2日～3日） 		
お問い合わせ	消費生活センター	電話	22-0999

No.42

制度の名称	外国人相談窓口		
支援の内容	●暮らしの安心・安全を主な目的に、外国籍住民に対する相談窓口を設置し、各種相談に応じています。		
活用できる方	●市内在住の外国人の方		
今回の措置	<ul style="list-style-type: none"> ●震災を受けて、さまざまな悩みを抱える外国人の方の相談窓口です。日常生活の問題も受け付けております。 ●英語、中国語、韓国語に対応可能です。 ●開設時間 月～金 8:30～17:15 		
お問い合わせ	市民協働課都市交流係 (財)いわき市国際交流協会	電話	都市交流係 21-8104 国際交流協会 21-8114

No.43

制度の名称	避難住民等買物支援事業		
支援の内容	●買い物不便地域や被災住民が入居する仮設住宅等への移動販売を行います。週1回程度、市内雇用促進住宅や仮設住宅に移動販売を実施します。		
活用できる方	●どなたでもご利用いただけます。		
今回の措置	●市内雇用促進住宅 11 箇所、中央台地区の仮設住宅及び買い物不便地域		
お問い合わせ	商工労政課商業振興係	電話	22-7476

No.44

<p>制度の名称</p>	<p>未払賃金立替払制度</p>		
<p>支援の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●企業倒産により賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、未払賃金の一部を、独立行政法人労働者健康福祉機構が事業主に代わって支払います。 ●対象となる未払賃金は、労働者が退職した日の6カ月前から立替払請求日の前日までに支払期日が到来している定期賃金と退職手当のうち未払となっているものです（上限有り）。ボーナスは立替払の対象とはなりません。また、未払賃金の総額が2万円未満の場合も対象とはなりません。 ●立替払した場合は、独立行政法人労働者健康福祉機構がその分の賃金債権を代位取得し、本来の支払責任者である使用者に求償します。 		
<p>活用できる方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●次に掲げる要件を満たしている場合は立替払を受けることができます。 (1) 使用者が、 <ul style="list-style-type: none"> ①労災保険の適用事業に該当する事業を行っていたこと ②1年以上事業活動を行っていたこと ③ア. 法律上の倒産（破産、特別清算、民事再生、会社更生の場合）をしたこと ⇒この場合は、破産管財人等に倒産の事実等を証明してもらう必要があります。 イ. 事実上の倒産（中小企業が事業活動を停止し、再開する見込みがなく、賃金支払能力がない場合）をしたこと⇒この場合は、労働基準監督署長の認定が必要です。労働基準監督署に認定の申請を行って下さい。 (2) 労働者が、倒産について裁判所への申立て等（法律上の倒産の場合）又は労働基準監督署への認定申請（事実上の倒産の場合）が行われた日の6か月前の日から2年の間に退職した者であること 		
<p>今回の措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●立替払を迅速に行うため、申請に必要な書類の簡略化を実施しています。 ●詳しくは、いわき労働基準監督署もしくは、独立行政法人労働者健康福祉機構にお問い合わせください。 		
<p>お問い合わせ</p>	<p>いわき労働基準監督署 独立行政法人労働者健康福祉機構 立替払相談コーナー</p>	<p>電話</p>	<p>23-2255 044-556-9881</p>

No.45

制度の名称	雇用保険の失業等給付（災害時の特例措置）		
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●会社などが災害を受けたことにより休止・廃止したために、休業を余儀なくされ、賃金を受け取ることができない方や、一時的に離職を余儀なくされた方については、実際に離職していなくとも失業給付が受給できます。 		
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●会社などが災害を受けたことにより休業を余儀なくされた方又は一時的に離職を余儀なくされた方が対象です。 		
今回の措置	<ul style="list-style-type: none"> ●失業給付の給付日数は、現行制度でも原則 60 日分延長して支給していますが、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律により、これに加えて、さらに 60 日分を延長する特別措置を実施しています。詳細はハローワークにご相談ください。 		
必要書類等	<ul style="list-style-type: none"> ●休業証明書・離職証明書（ハローワーク発行）、写真 2 枚、免許証等（確認用）、振込先の通帳（確認用） 		
お問い合わせ	ハローワーク平 ハローワーク磐城 ハローワーク勿来	電話	23-1421 54-6666 63-3171

No.46

制度の名称	いわき市就職応援サイトの開設		
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●インターネット上に就労支援コンテンツを設置し、求職情報や震災関連の新たな情報を加えた各種支援制度等を総合的に情報発信することにより、求職者と事業所のマッチング機会の創出や事業者における雇用の維持・確保を図ります。 ●サイトの URL <ul style="list-style-type: none"> ①パソコン http://i-shigoto.com ②携帯電話 http://i-shigoto.com/m ※求人情報の閲覧や求人登録は無料で利用できます。 ※事業所は「いわき市就職応援サイト」から求人情報の登録ができます。（最初に、事業所名や所在地等の初期登録をし、簡単な審査を経て ID とパスワードを取得すれば、その後はいつでも、求人情報を登録・変更・削除することができます。） ※「いわき市就職応援サイト」から申し込み用紙をダウンロードし、ファクシミリを利用して登録手続きをすることもできます。 		
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●仕事をお探しの方 ●雇用をお考えの事業所の方 		
お問い合わせ	商工労政課労政係	電話	22-7478

No.47

<p>制度の名称</p>	<p>ふるさとふくしま巡回就職相談ステーション</p>		
<p>支援の内容</p>	<p>●避難生活を余儀なくされている求職者の生活再建を促進するため、巡回訪問型でサポートする就職相談ステーションができました。「巡回」・「出前」・「来所」・「電話」による就職活動に対する相談や求人情報、企業情報の提供、生活支援情報の提供等を行います。</p> <p>●提供メニュー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別就職相談（定期巡回） ・グループ就職相談 ・ミニ企業説明会 ・就職活動コツ講座 ・就活サークル ・就職に役立つ情報の発信 ・職業紹介 など 		
<p>お問い合わせ</p>	<p>ふるさとふくしま巡回就職相談ステーション 月～土曜日 10:00～19:00</p>	<p>電話</p>	<p>福島：024-554-4156 郡山：024-925-0811</p>

No.48

<p>制度の名称</p>	<p>広域求職活動費、移転費の支給</p>		
<p>支援の内容</p>	<p>●就職が困難な失業者などの再就職の促進を図るため、ハローワークの紹介により広域に渡る求職活動を行う場合や、就職又は公共職業訓練を受講するために住所を移転する場合にその費用の一部が支給されます。</p> <p>【広域求職活動費】 ハローワークの紹介により広域の事業所へ面接を行う場合に広域求職活動費を支給。</p> <p>【移転費】 ハローワークの紹介により就職又は公共職業訓練を受講するために住所を移転する場合に、移転費を支給。</p> <p>※「広域求職活動費」等の支給を希望する場合はあらかじめ詳しい支給要件や手続きについてハローワークから説明を受けてください。</p>		
<p>活用できる方</p>	<p>●雇用保険受給資格者や中高年齢失業者等求職手帳をお持ちの方、激甚な災害を受けた地域において就業していて災害により離職を余儀なくされた方など。</p>		
<p>今回の措置</p>	<p>●激甚な災害を受けた地域として、東日本大震災による災害救助法適用の地域を指定したため、以下の方も対象となりました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災地域の学卒内定取消者 ・被災地域内で就職することが著しく困難な被災地域居住者 		
<p>お問い合わせ</p>	<p>ハローワーク平 ハローワーク磐城 ハローワーク勿来</p>	<p>電話</p>	<p>23-1421 54-6666 63-3171</p>

No.49

制度の名称	職業訓練		
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●震災により離職した者が、再就職のための技能や知識を身につける必要がある場合、無料で職業訓練が受けられます。 ●また、訓練期間中に生活費が支給される制度もあります。 		
活用できる方	●震災により離職した者が、再就職のために職業訓練を受けて技能や知識を身につけることを目的とし、その職業を受けるために必要な能力等を有するなど一定の要件を満たして、公共職業安定所長の受講あっせんを受けた方が対象です。		
今回の措置	<ul style="list-style-type: none"> ●東日本大震災により被災した方々を対象として、公的な職業訓練を機動的に拡充・実施します。 ●訓練内容は金属加工、電気設備、住宅サービス、テクニカルオペレーション、パソコン、ヘルパー2級、医療事務などです。 ●詳細は、お近くのハローワークへお問い合わせください。 		
お問い合わせ	ハローワーク平 ハローワーク磐城 ハローワーク勿来	電話	23-1421 54-6666 63-3171

No. 50

制度の名称	緊急雇用創出基金事業		
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●東日本大震災により仕事を失われた方の雇用の場を早急に確保するため、雇用創出のための基金事業の要件を緩和し、積極的に雇用を創出します。 ●平成23年度雇用人数：584名 		
活用できる方	●仕事をお探しの方		
今回の措置	●ハローワークを通じての募集となります。		
お問い合わせ	商工労政課労政係	電話	22-7478

No.51

制度の名称	賃金不払や労働保険の相談窓口		
支援の内容	●震災に伴う解雇・休業・賃金不払・労働保険給付など労働条件・労働補償に関する相談を受け付けます。		
お問い合わせ	いわき労働基準監督署 平日の午前8時30分から午後5時15分まで	電話	23-2255

No.52

制度の名称	小・中学生の就学援助制度		
支援の内容	●被災により、就学が困難となった児童・生徒の保護者を対象に、就学に必要な学用品費、新入学用品費、通学費、校外活動費、学校給食費等を援助します。		
活用できる方	●被災により、就学が困難となった児童・生徒の保護者。なお、いわき市へ避難をされている方も、この制度を活用することができます。		
今回の措置	●以下の方法により、弾力的に確認を行っています。 ①保護者等からの申請による確認 ②「り災証明書」等による確認 ③その他、東日本大震災により被災したことが確認できると市長が認める方法		
必要書類等	●り災証明書、その他（詳細はお問い合わせください。）		
お問い合わせ	学校教育課学事係	電話	22-1123

No.53

制度の名称	公立幼稚園の授業料の減免		
支援の内容	●保護者の所得状況に応じて、公立幼稚園の授業料を軽減します。		
活用できる方	●幼稚園に通う園児の保護者		
お問い合わせ	学校教育課学事係	電話	22-1123

No.54

制度の名称	保育料の減免		
支援の内容	●認可保育所入所児童の世帯が東日本大震災により被害を受けた場合等に、申請によりその保育料を減免します。		
活用できる方	①住宅に全壊、大規模半壊、半壊の損害を受けた方 ②収入が激減し、保育料の負担が困難となっている方（収入の状況によっては、保育料が変わらない場合もあります。）		
必要書類等	①に該当される場合、徴収金特例適用申請書・り災証明書（写し可） ②に該当される場合、収入が激減した時から直近までの各月の収入がわかる書類等		
お問い合わせ	児童家庭課保育係	電話	22-7458

No.55

制度の名称	特別支援学校等への就学奨励事業
支援の内容	●被災により新たに特別支援学校等への就学支援が必要となった幼児、児童又は生徒の保護者を対象に通学費、学用品等を援助します。
活用できる方	●被災により新たに特別支援教育就学奨励事業の対象となった世帯 ●支弁区分が変更となった世帯（被災前の支弁区分と被災後の支弁区分の差額を援助します。）
今回の措置	●所得書類の提出が困難な場合は、以下の方法により、弾力的に確認を行います。 ①「り災証明書」又は「被災証明書」による確認 ②保護者等からの聞き取りによる確認
お問い合わせ	在籍する各学校

No.56

制度の名称	私立学校授業料等減免事業
支援の内容	●震災により就学困難となった園児、児童、生徒に、授業料など減免措置をおこなう私立学校に補助をおこなう都道府県に対し、国が補助します。
活用できる方	●震災により授業料等の納付が困難となった私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の幼児児童生徒が対象です。
必要書類等	●個別にご相談ください。
お問い合わせ	在籍する各私立学校

No.57

制度の名称	大学等授業料減免措置
支援の内容	●災害により、家計が急変した等の理由により授業料等の納付が困難な学生を対象に、授業料等の減額、免除を行います。
活用できる方	●各大学等において、減免等を必要とすると認める方が対象です。
必要書類等	●個別にご相談ください。
お問い合わせ	在籍する各大学等

No.58

制度の名称	福島県奨学資金緊急採用制度		
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●福島県出身の高等学校・専修学校の高等課程に在学している生徒又は学生であって、能力があるにもかかわらず、経済的理由により就学困難と認められる方を対象に奨学資金を貸与しております。 ●貸与月額等は次のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> ・国公立：自宅通学 18,000 円／自宅外通学 23,000 円、私立：自宅通学 30,000 円／自宅外通学 35,000 円 ・貸与期間：採用年度における 1 年間（ただし、状況が改善しない場合は、翌年度 1 年間に限り延長可能） ・利子：無利子 ・応募方法：在学する学校にある奨学生願書に必要書類を添えて、学校に応募してください。 		
活用できる方	●福島県出身の生徒又は学生であって、能力があるにもかかわらず、経済的理由により就学困難と認められる方。特に、主たる家計支持者の失職、破産、死亡などによる家計急変（火災、風水害、震災等の災害も含みます。）のため、経済的に就学困難となった高等学校・専修学校の高等課程に在学している生徒又は学生を対象に、緊急採用募集を随時実施しています。		
必要書類等	●り災証明書、被災証明書、その他（詳細は在籍している学校にお問い合わせください。）		
お問い合わせ	在籍している学校 又は福島県教育庁学習指導課	電話	福島県教育庁学習指導課 024-521-7775

No.59

制度の名称	あしなが育英会奨学金（特別一時金）		
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●東日本大地震・津波で親を失った0歳から大学院生までに「特別一次金」を交付します（返済不要）。 ●給付金額は次のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> ・未就学児：50万円 ・小中学生：50万円 ・高校生、進学準備生：80万円 ・大学、専門学校、大学院生：100万円 ●申込期限：平成24年3月10日（平成23年度限定） 		
活用できる方	●東日本大地震・津波で保護者が死亡、行方不明又は著しい後遺障害を負った家庭の子ども		
お問い合わせ	あしなが育英会 東日本大地震・津波緊急対応本部 平日 午前9時から午後5時まで 土曜 午前9時から午前12時まで 日、祝日 休み	電話	0120-77-8565 03-3221-0888

No.60

制度の名称	日本学生支援機構（緊急採用奨学金）		
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●日本学生支援機構では、災害等により家計が急変した学生・生徒に対して、緊急採用奨学金の貸与を実施します。東日本大震災により家計が急変したことに より奨学金を希望される方は、該当者全員の推薦を受け付けます。 なお、奨学金の種類、対象者など、詳しくは在学している学校へお問い合わせ してください。（日本学生支援機構への直接の申し込みはできません。） 		
活用できる方	●大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校（専門課程）の学生・生徒		
今回の措置	<p>（参考）</p> <p>奨学生本人が、災害・傷病・経済困難・失業等によって奨学金の返還が困難になった場合、あるいは大学、大学院等に在学している場合は、願出により奨学金の返還期限を猶予することがありますので、ご利用ください。</p> <p>日本学生支援機構 奨学金返還相談センター 電話番号 0570-03-7240（ナビダイヤル・全国共通） 受付時間 8時30分～20時（土日祝日、及び年末年始を除く。）</p>		
お問い合わせ	在籍する各学校		

No.61

制度の名称	国の教育ローン（災害特例措置）		
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●災害により被害を受けた方に対して教育ローンを融資します。 ●貸付限度額等は次のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> ・貸付限度額：学生・生徒1人あたり300万円以内 ・対象経費：学校納付金、受験にかかった費用、教科書代、定期代、下宿代等 ・保全：（公財）教育資金融資保証基金 <p>※金利については株式会社日本政策金融公庫にご確認ください。</p>		
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●高等学校、短期大学、大学・大学院、専門学校、各種学校、海外の高校、大学等に入在学する学生・生徒をもつ保護者であって、り災証明書等を受けている方 ●世帯の年収（所得）に関する上限額の設定（所得制限）あり 		
今回の措置	●貸付金利の低減（通常金利より0.4%引き下げ）、貸付期間の延長（15年以内→18年以内）、子供1人及び2人世帯の所得制限を一部緩和		
必要書類等	●個別にご相談ください。		
お問い合わせ	株式会社日本政策金融公庫 国 の教育ローンコールセンター	電話	0570-008656

No.62

制度の名称	市生垣設置奨励補助金		
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●緑豊かで、安全で快適な街づくりの一環として、新たに生垣を設置する方に対し、生垣設置費及びブロック塀等の撤去費に対して補助金を交付します。 ●補助金額は次のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> ・生垣設置に対し1m当り5千円を限度（上限7万円） ・生垣設置のための塀撤去に対しては1m当り4千円を限度（上限5万6千円） ●設置する生垣は、道路に面する部分の総延長が5m以上で、高さが60cm以上の樹木を1m当り2本以上植栽することが必要です。 <p>※予算に達した時点で終了します。</p>		
活用できる方	●新たに生垣を設置するいわき市民の方		
今回の措置	●東日本大震災により倒壊したブロック塀を撤去し、生垣を設置する方も対象とします。		
必要書類等	●補助金交付申請書、事業設計書・見積書・着手前写真、納税証明書、委任状（申請手続きを代理人に委任する場合）		
お問い合わせ	公園緑地課管理係	電話	22-7518

No.63

<p>制度の名称</p>	<p>浄化槽整備事業補助金</p>		
<p>支援の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●東日本大震災により補助対象区域内の住宅のくみ取便槽及び単独処理浄化槽が損傷し、新たに合併処理浄化槽を設置する必要が生じた方に対し、切替えに要する費用の一部を補助します。 ●東日本大震災により補助対象区域内の住宅の 10 人槽以下の合併処理浄化槽が損傷し、新たに 10 人槽以下の合併処理浄化槽を設置する必要が生じた方に対し、入替えに要する費用の一部を補助します。 ●補助限度額は次のとおりです。(人数算定基準/浄化槽の大きさ/補助限度額) <ul style="list-style-type: none"> ・くみ取便槽及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に切り替える場合 延べ床面積 130 ㎡まで/5 人槽/415,000 円、延べ床面積 130 ㎡超え/7 人槽/517,000 円、2 世帯住宅など/10 人槽/685,000 円 ・合併処理浄化槽から合併処理浄化槽に入れ替える場合 延べ床面積 130 ㎡まで/5 人槽/166,000 円、延べ床面積 130 ㎡超え/7 人槽/207,000 円、2 世帯住宅など/10 人槽/274,000 円 <p>※ただし、住宅を新築又は建替える場合は、対象となりません。 ※予算に達した時点で終了します。</p>		
<p>活用できる方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●次のいずれかに該当する方 ・それまで使用していた単独処理浄化槽又はくみ取便槽の使用をやめ、新たに合併処理浄化槽を設置・使用する方で、合併処理浄化槽への切替えに伴い、それまで使用していた単独処理浄化槽又はくみ取便槽をすべて撤去する方 ・それまで使用していた合併処理浄化槽の使用をやめ、新たに合併処理浄化槽を設置・使用する方で、合併処理浄化槽の入替えに伴い、それまで使用していた合併処理浄化槽をすべて撤去する方 <p>※ただし、次の区域は対象となりません。 公共下水道事業計画の認可を受けた区域、農業集落排水事業の事業採択区域、地域汚水処理施設の処理区域</p>		
<p>必要書類等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●補助金等交付申請書、住民票等（詳しくは、浄化槽の設置工事を依頼する福島県知事の登録を受けた浄化槽工事業者若しくは担当課までお問い合わせください。） 		
<p>お問い合わせ</p>	<p>排水対策課排水設備係</p>	<p>電話</p>	<p>22-7519</p>

No.64

制度の名称	環境負荷軽減型住宅整備費補助金		
支援の内容	<p>●市内の個人住宅に、次の機器を導入する場合などの助成制度です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電システム 2万円/1kW (4kW 上限) (但し、市内業者が販売又は施工するシステムに限ります。) ・太陽熱高度利用システム 3万円/1基 ・木質ペレットストーブ 5万円/1台 <p>※1 いずれも機器設置前の申請が必要です。 ※2 予算に達した時点で終了します。 ※3 太陽光発電システムについては、国の助成制度もあります。詳細は、太陽光発電普及拡大センター(043-239-6200)又は工事業者にお問い合わせください。</p>		
活用できる方	<p>●次のすべての要件を満たす方</p> <ol style="list-style-type: none"> ①自ら居住する又は居住しようとする市内の住宅に機器を設置する方及び居住しようとする市内の機器付き住宅を購入する方 ②市税を完納している方 ③以前に同一の種類の機器に対する市の補助金、交付金その他これに類するものの交付を受けていない方 ④太陽光発電システムを設置する場合は、電力事業者と電力受給契約を締結する方 <p>※住民登録が必要です。</p>		
必要書類等	<p>●申請書のほか次に掲げる書類</p> <ol style="list-style-type: none"> ①機器設置計画書(第1号様式) ②市税完納証明申請書(第2号様式) ③機器を設置しようとする場所の工事着手前の写真 ④機器設置施工業者又は機器付き住宅販売業者が作成した、機器の設置に関する見積書の写し ⑤機器の形状、規格、構造等が分かるパンフレット等 ⑥機器を設置する住宅の位置図 ⑦住宅所有者の機器設置に係る承諾書(当該住宅の所有権を有しない占有者が補助申請をする場合に限ります。) 		
お問い合わせ	環境企画課環境企画係	電話	22-7528

お問い合わせ	お取り扱いの金融機関 又は独立行政法人住宅金融支援 機構	電話	独立行政法人住宅金融支援機構 0120-086-353
--------	------------------------------------	----	--------------------------------

No.67

制度の名称	災害復興住宅融資（補修）		
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●自然現象により生じた災害又は自然現象以外の原因による災害のうち独立行政法人住宅金融支援機構が個別に指定する災害により被害を受けた住宅の所有者が、住宅を補修する場合に受けられる融資です。 ●融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要です。 ●この融資は、融資の日から1年間の元金据置期間を設定できます。（ただし、返済期間は延長できません。）融資限度額、返済期間等は次のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> ・基本融資額 耐火住宅：640万円 20年、準耐火住宅：640万円 20年、木造住宅：590万円 20年 ・整地費 380万円 併せて利用する基本融資額の返済期間と同じ返済期間です。 ・引方移転費用 380万円 併せて利用する基本融資額の返済期間と同じ返済期間です。 <p>※金利については独立行政法人住宅金融支援機構にご確認ください。</p>		
活用できる方	●ご自分が居住するために住宅を補修される方で、住宅に10万円以上の被害を受け、「り災証明書」の発行を受けた方が対象です。		
今回の措置	<ul style="list-style-type: none"> ●東日本大震災について、次の拡充措置を行っています。（原則、平成27年度末申込分まで） <ul style="list-style-type: none"> ・融資金利の引き下げ（当初5年間1%） 		
必要書類等	●り災証明書、災害復興住宅資金借入申込書等関係書類（詳細は独立行政法人住宅金融支援機構にご確認ください。）		
お問い合わせ	お取り扱いの金融機関 又は独立行政法人住宅金融支援 機構	電話	独立行政法人住宅金融支援機構 0120-086-353

No.68

制度の名称	災害復興宅地融資		
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●東日本大震災により、住宅に被害がなく、宅地にのみ被害を受けた宅地の所有者が、その宅地を補修する場合に受けられる融資です。（災害復興住宅融資との併用はできません。） ●この融資は、融資の日から1年間の元金据置期間を設定できます。（ただし、返済期間は延長できません。） ●この融資は、原則として、平成27年度末までのお申込みが必要です。融資限度額等は次のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> ・基本融資額 390万円 返済期間 20年 ・特例加算 200万円 併せて利用する基本融資額の返済期間と同じ返済期間です。 <p>※金利については独立行政法人住宅金融支援機構にご確認ください。</p>		
活用できる方	●東日本大震災により宅地が被害を受けたことを証する地方公共団体の証明書の発行を受けた方が対象です。		
今回の措置	●東日本大震災について、本融資制度を新設しています。		
必要書類等	●災害復興住宅資金借入申込書等関係書類、地方公共団体が発行した宅地に被害を受けたことを証明する書類（詳細は独立行政法人住宅金融支援機構にご確認ください。）		
お問い合わせ	お取り扱いの金融機関 又は独立行政法人住宅金融支援機構	電話	独立行政法人住宅金融支援機構 0120-086-353

No.69

制度の名称	母子寡婦福祉資金貸付金（住宅資金）		
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費を貸し付けます。 ●貸付限度額等は次のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> ・貸付限度額 200万円以内 ・貸付利率 連帯保証人がいる場合：無利子、連帯保証人がいない場合：年1.5% ・据置期間 6か月 <p>※貸付けの日から2年を超えない範囲内で延長することも可能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・償還期間 7年 		
活用できる方	●住宅が全壊・半壊、全焼・半焼、流出、床上浸水等の被害を受けた母子・寡婦世帯が対象です。		
お問い合わせ	児童家庭課児童家庭係	電話	22-7452

No.70

制度の名称	生活福祉資金制度による貸付（住宅の補修等）		
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費を貸し付けます。 ●貸付限度額等は次のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> ・貸付限度額 250万円以内（目安） ・貸付利率 連帯保証人を立てた場合：無利子、連帯保証人を立てない場合：年1.5% ・据置期間 6か月以内 ・償還期間 7年以内（目安） 		
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯が対象です。 ●災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金の対象となる世帯は適用除外になります。 		
必要書類等	●個別にご相談ください。		
お問い合わせ	いわき市社会福祉協議会	電話	23-3320

No.71

制度の名称	宅地防災工事資金融資		
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●災害によって崩壊又は危険な状況にある宅地については、宅地造成等規制法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、建築基準法に基づき、その所有者に改善勧告又は改善命令が出されます。 ●改善勧告又は改善命令を受けた方に対して、のり面の保護、排水施設の設置、整地、擁壁の設置（旧擁壁の除去を含みます。）の工事のための費用を融資します。 <ul style="list-style-type: none"> ・融資限度額 1,030万円又は工事費の9割のいずれか低い額 ・償還期間 15年以内 <p>※金利については独立行政法人住宅金融支援機構にご確認ください。</p>		
活用できる方	●宅地造成等規制法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、建築基準法に基づき、改善勧告又は改善命令を受けた方が対象です。		
必要書類等	●宅地防災工事資金融資借入申込書等関係書類（詳細は独立行政法人住宅金融支援機構にご確認ください。）		
お問い合わせ	お取り扱いの金融機関 又は独立行政法人住宅金融支援機構	電話	独立行政法人住宅金融支援機構 0120-086-353

制度の名称	地すべり等関連住宅融資		
支援の内容	<p>●地すべりや急傾斜地の崩壊により被害を受けるおそれのある家屋を移転したり、これに代わるべき住宅を建設する場合の資金を融資します。</p> <p>●融資の対象となる地すべり等関連住宅には主に次のタイプがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地すべり関連住宅：地すべり等防止法の規定により都道府県知事の承認を得た関連事業計画に基づいて移転される住宅部分を有する家屋又は関連事業計画に基づいて除却される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設される住宅部分を有する家屋をいいます。 ・土砂災害関連住宅：土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の規定による勧告に基づいて移転される住宅部分を有する家屋又は勧告に基づいて除去される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設される住宅部分を有する家屋をいいます。 <p>●融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要です。融資限度額等は次のとおりです。</p> <p>■移転、建設又は新築住宅の購入（移転資金、建設資金又は新築購入資金／土地取得資金）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐火住宅、準耐火住宅、木造住宅（耐久性） 1,460万円／970万円 返済期間 35年 ・木造住宅（一般） 1,400万円／970万円 返済期間 25年 ・特例加算 450万円 併せて利用する移転資金、建設資金又は新築購入資金の各融資の返済期間と同じ返済期間です。 <p>■中古住宅の購入（リ・ユース／リ・ユースプラス）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐火住宅 1,160万円／1,460万円 ・準耐火住宅 1,160万円／1,460万円 ・木造住宅（耐久性） 1,160万円／1,460万円 ・木造住宅（一般） 950万円／－ ・特例加算 450万円／450万円 ・土地取得費 970万円／970万円 ・返済期間 一戸建て等 25年／35年、マンション 25年／35年 <p>※金利については独立行政法人住宅金融支援機構にご確認ください。</p>		
活用できる方	●関連事業計画若しくは改善命令若しくは勧告に基づいて、住宅を移転又は除去する際の当該家屋の所有者、賃借人又は居住者で、地方公共団体から移転等を要することを証明する書類の発行を受けた方が対象です。		
必要書類等	●地すべり等関連住宅資金借入申込書等関連書類（詳細は独立行政法人住宅金融支援機構にご確認ください。）		
お問い合わせ	お取り扱いの金融機関 又は独立行政法人住宅金融支援 機構	電話	独立行政法人住宅金融支援機構 0120-086-353

No.73

制度の名称	地デジチューナー等支援事業（被災世帯向け）		
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●地上デジタル放送未対応の被災世帯に対して、地デジチューナー等を無償給付します。 ●支援内容は、簡易なチューナーの無償給付のほか、 <ul style="list-style-type: none"> ・戸建住宅でアンテナ等の改修が必要不可欠な世帯については、室内アンテナを無償給付又はアンテナ等を無償改修 ・共同受信施設を利用している場合には、その改修経費のうち、支援を受ける各世帯が負担する金額に相当する額を給付 		
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●平成 23 年 3 月 11 日以降に災害救助法が適用された区域（東京都を除く。）において、 <ul style="list-style-type: none"> ・半壊、半焼又は床上浸水以上の程度の被害を受けた家屋に居住されている、あるいは居住されていた世帯 ・災害対策基本法による避難の勧告、指示又は退去命令を継続して 1 か月以上受けている世帯 		
必要書類等	●個別にご相談ください。		
お問い合わせ	総務省地デジチューナー支援実施センター	電話	0570-033840 FAX044-966-8719

No.74

制度の名称	共同受信施設のデジタル化改修等支援事業（被災施設向け）		
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●被災した共同受信施設のデジタル化改修等に必要となる経費に対し助成金を支給します。 ●支援内容は以下のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> ・受信障害対策共聴施設の改修等の経費の 2 / 3 を助成 ・集合住宅共聴施設の改修等の経費の 1 / 2 を助成 		
活用できる方	●平成 23 年 3 月 11 日以降に災害救助法が適用された区域（東京都を除く。）において、被災した共同受信施設の改修等を行う当該施設の管理者等		
必要書類等	●個別にご相談ください。		
お問い合わせ	総務省テレビ受信者支援センター 一括本部	電話	03-6459-2781

No.75

制度の名称	被災住宅補修のための相談等について
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●被災地専用のフリーダイヤルを開設し、被災した住宅の補修・再建に関する電話相談を実施します。 ・被災地専用フリーダイヤル（住まいるダイヤル） 0120-330-712 ・受付時間：10:00～17:00（日・祝日を除く。） ・実施主体：一般社団法人住宅瑕疵担保責任保険協会

No.76

制度の名称	災害救助法に基づく住宅の応急修理			
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●災害により住宅が半壊等し、自ら修理する資力のない世帯に対して、被災した住宅の屋根、外壁、衛生設備等日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理します。 ●応急修理に要する費用は、市が直接業者に支払います。 ●修理限度額は1世帯あたり52万円です。 ●所得制限、応急修理の範囲については、お問い合わせください。 			
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●東日本大震災で被災した以下の要件を満たす方が対象です。 ①災害により住宅が半壊、大規模半壊又は全壊した方 ②応急仮設住宅等に入居しない方 ③修理した住宅での生活が可能となると見込まれる方 ④自ら修理する資力のない世帯（※大規模半壊以上の世帯については資力は問いません。） <p>※世帯年収や世帯人員などの条件については、お問い合わせください。</p>			
必要書類等	●住宅の応急修理申込書、被災証明書、世帯全員の住民票、半壊の場合は世帯の前々年の総所得金額が確認できる所得証明書等			
お問い合わせ	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">建築指導課指導係</td> <td style="width: 10%;">電話</td> <td style="width: 40%;">22-7516</td> </tr> </table>	建築指導課指導係	電話	22-7516
建築指導課指導係	電話	22-7516		

No.77

制度の名称	ボランティア窓口		
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●ボランティアの支援を受けたい方の申し込み受付を行っています。 ●開設時間 月～日 9:00～15:00 		
活用できる方	●震災により被害を受けた方		
今回の措置	●ボランティアの支援を受けたい方及びボランティア活動を行いたい方の受付をしています。		
お問い合わせ	いわき市復興支援 ボランティアセンター (いわき市社会福祉協議会)	電話	38-6631

No.78

制度の名称	家庭から出た災害ごみの持込み場所（仮置き場）		
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●家庭で発生した災害ごみを、市内の次の仮置き場所で受け入れています。 ・八日十日埋立処分地跡地 ・クリンピーの丘 		
活用できる方	●震災により家庭から災害ごみが発生した市民の方（一般の市民が対象となり、事業者は対象外となります。）		
今回の措置	<ul style="list-style-type: none"> ●仮置きできる災害ごみは次のとおりです。 ・「可燃ごみ」：木くず（柱、板、家具、倒木等）、たたみ、ふとん等 ・「不燃ごみ」：金属くず（鉄筋、鉄骨等）、自転車、コンクリート、瓦等 ・「家電ごみ」：ファンヒーター、電子レンジ、ラジオ、掃除機、電話等 ・「がれき類」：混合ごみ（倒壊建物の撤去等に伴い生ずるコンクリート等） <p>※石綿の疑いのあるものについては、透明な袋を二重にして、内容物を入れて搬入してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●持ち込み時間は、9時～16時です。 ●定休日は、次のとおりです。 ・八日十日埋立処分地跡地→毎週火曜日 ・クリンピーの丘 →毎週木曜日 ●搬入する場合は、環境整備課又は各支所で事前に申請が必要です。 		
必要書類等	●環境整備課又は各支所で事前に申請して、災害ごみ搬入受付書の交付を受け、搬入する際お持ちください。		
お問い合わせ	環境整備課事業係	電話	22-7440

No.79

制度の名称	損壊家屋等解体撤去事業		
支援の内容	●震災により損壊した家屋等について、生活環境上の保全を図るため、所有者からの申請等に基づいて市が解体撤去を行います。		
活用できる方	●半壊以上の被害を受けた家屋等の所有者		
今回の措置	●既に自ら解体作業を行った方も、基準額の範囲内で施工業者から払い戻しを受けられる場合があります。 ●申請の受付期間は、平成 23 年 9 月 30 日です。		
必要書類等	●損壊家屋等の解体撤去申請書、申請人の運転免許証の写し又はパスポートの写し又は実印・印鑑証明、り災証明書（写し）、損壊家屋等の建物登記簿、損壊家屋等の家屋一棟別の資産証明書 ※所有者の状況に応じて必要となる書類があるため、詳細はお問い合わせください。		
お問い合わせ	環境整備課企画係	電話	（専用窓口）24-4281、24-4282

制度の名称	原子力災害に関する相談等
支援の内容	<p>●原子力損害（補償）に関すること、放射線などに関することについて、次のとおり問い合わせを受け付けています。</p> <p>①原子力損害（補償）に関する相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京電力原子力発電所賠償金仮払いに関すること 東京電力株式会社では、原子力損害の補償に対応する相談窓口を設置しており、被害にあわれた方からの原子力損害の補償全般に関する相談をお受けしています。 東京電力福島原子力補償相談室 0120-926-404 ・福島県原子力事故の被害に対する損害賠償相談（県） 原子力損害賠償制度の概要、原子力損害賠償紛争審査会が定める指針、賠償に係る請求手続きなどの相談ができます。毎週水曜日（祝日含む）の午後1時～5時は、弁護士による法律相談を実施しています。 福島県原子力事故の被害に対する損害賠償相談窓口 024-523-1501 <p>②放射線などに関する問い合わせ窓口</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害全般に関する問い合わせ窓口 経済産業省原子力安全・保安院原子力安全広報課では、原子力災害全般（原子力発電所の事故状況）に関する相談窓口を設けています。 経済産業省原子力安全・保安院原子力安全広報課 03-3501-1505、03-3501-5890 ・放射線に関する問い合わせ窓口 政府の原子力災害現地対策本部では、放射線に関する問い合わせの専用電話を設けています。 原子力災害現地対策本部 0120-988-359 ・健康相談ホットライン（放射線に関する健康相談） ご自身の健康について心配のある方はご相談ください。放射線及び放射線影響に知見を有する相談員による相談窓口です。 日本原子力研究開発機構原子力緊急時支援・研修センター 0120-755-199 ・被ばく医療健康相談ホットライン（除染方法などの相談） 放射線被ばく医療に関する情報提供及び具体的な除染方法などの相談を受け付けています。 放射線医学総合研究所 043-290-4003

住家の「り災証明」の程度による対象制度一覧

●全壊の場合に対象となる制度

No.	制度の名称
4	義援金（日本赤十字社他）
5	福島県義援金
6	いわき市義援金
7	被災者生活再建支援制度
8	東日本大震災のり災者に提供する民間賃貸住宅の特例措置
9	市被災救助費救助金
10	福島県罹災救助基金協議会の救助費等
11	災害援護資金貸付制度
19	固定資産税・都市計画税の減免
20	国民健康保険税の減免
26	国民健康保険一部負担金等免除
27	後期高齢者医療保険一部負担金等免除
28	介護保険料の減免
29	介護保険利用料の減免
30	介護給付費等の額の特例及び地域生活支援事業の利用に係る手数料の免除
31	農業集落排水処理施設使用料の減免
32	農業集落排水事業分担金の減免
33	下水道使用料及び地域汚水処理施設使用料の減免
34	下水道事業受益者負担金の減免
40	登記事項証明書等の交付手数料の特別措置
52	小・中学生の就学援助制度
54	保育料の減免
61	国の教育ローン（災害特別措置）
65	災害復興住宅融資（建設）
66	災害復興住宅融資（新築購入、リ・ユース購入）
67	災害復興住宅融資（補修）
69	母子寡婦福祉資金貸付金（住宅資金）
73	地デジチューナー等支援事業（被災世帯向け）
76	災害救助法に基づく住宅の応急修理
79	損壊家屋等解体撤去事業

●大規模半壊の場合に対象となる制度

No.	制度の名称
4	義援金（日本赤十字社他）
5	福島県義援金
6	いわき市義援金
7	被災者生活再建支援制度
8	東日本大震災のり災者に提供する民間賃貸住宅の特例措置
9	市被災救助費救助金
10	福島県罹災救助基金協議会の救助費等
11	災害援護資金貸付制度
19	固定資産税・都市計画税の減免
20	国民健康保険税の減免
26	国民健康保険一部負担金等免除
27	後期高齢者医療保険一部負担金等免除
28	介護保険料の減免
29	介護保険利用料の減免
30	介護給付費等の額の特例及び地域生活支援事業の利用に係る手数料の免除
31	農業集落排水処理施設使用料の減免
32	農業集落排水事業分担金の減免
33	下水道使用料及び地域汚水処理施設使用料の減免
34	下水道事業受益者負担金の減免
40	登記事項証明書等の交付手数料の特別措置
52	小・中学生の就学援助制度
54	保育料の減免
61	国の教育ローン（災害特別措置）
67	災害復興住宅融資（補修）
69	母子寡婦福祉資金貸付金（住宅資金）
73	地デジチューナー等支援事業（被災世帯向け）
76	災害救助法に基づく住宅の応急修理
79	損壊家屋等解体撤去事業

●半壊（大規模半壊を除く。）の場合に対象となる制度

No.	制度の名称
4	義援金（日本赤十字社他）
5	福島県義援金
6	いわき市義援金
9	市被災救助費救助金
10	福島県罹災救助基金協議会の救助費等
11	災害援護資金貸付制度
19	固定資産税・都市計画税の減免
20	国民健康保険税の減免
26	国民健康保険一部負担金等免除
27	後期高齢者医療保険一部負担金等免除
28	介護保険料の減免
29	介護保険利用料の減免
30	介護給付費等の額の特例及び地域生活支援事業の利用に係る手数料の免除
31	農業集落排水処理施設使用料の減免
32	農業集落排水事業分担金の減免
33	下水道使用料及び地域汚水処理施設使用料の減免
34	下水道事業受益者負担金の減免
40	登記事項証明書等の交付手数料の特別措置
52	小・中学生の就学援助制度
54	保育料の減免
61	国の教育ローン（災害特別措置）
67	災害復興住宅融資（補修）
69	母子寡婦福祉資金貸付金（住宅資金）
73	地デジチューナー等支援事業（被災世帯向け）
76	災害救助法に基づく住宅の応急修理
79	損壊家屋等解体撤去事業

●一部損壊の場合に対象となる制度

No.	制度の名称
67	災害復興住宅融資（補修）

※ この一覧以外の制度も利用可能な場合があります。詳細は各制度のお問い合わせ先にご確認ください。

がんばっぺ いわき

(東日本大震災) 生活再建に向けた各種制度の概要(第2版)

～「オールいわき」による安全・安心と活力を備えたまちの創造を目指して～

発行年月 平成23年8月

発行編集 いわき市 行政経営部 行政経営課 復興支援室
〒970-8686

福島県いわき市平字梅本21番地

TEL. 0246-22-1196

FAX. 0246-24-4300
